

○津山圏域資源循環施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

平成21年4月1日

津山圏域資源循環施設組合規則第14号

(目的)

第1条 この規則は、津山圏域資源循環施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成21年津山圏域資源循環施設組合条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 条例の施行に関する事項については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年津山市規則第6号）の規定を準用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和6年9月3日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。